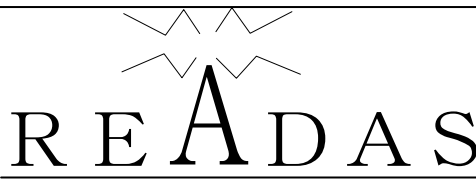


第 5307 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2015年)平成27年 9月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 債務超過でも相続税がかかる!?

Q：財産より債務のほうが多い場合でも、相続税がかかる場合があると聞きました。どんな場合なのですか？

A：分割の仕方によってはありえます。

【解説】

相続税額の計算は、相続又は遺贈により財産を取得した者ごとに、その者が取得した財産の価額の合計額から被相続人の債務及び葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額を控除して課税価格を計算し、その各人の課税価格の合計額を求め、そこから基礎控除額を差し引いて課税遺産総額を計算することとなっています。

決して、相続財産の総額から債務及び葬式費用の合計額を差し引いて課税価格の合計額を求めるものではありませんのでこの点に注意が必要です。

あくまで債務控除できる金額は、債務及び葬式費用のうちその者の負担に属する部分の金額ですので、相続人の一人が債務を多く引き受けて課税価格がマイナスになったとしてもそのマイナス分は他の相続人から引くということとはできないということになっていますので、例えば次のような場合は、財産の額からすれば相続税はかかりませんが、分割の仕方によっては相続税がかかる場合もあります。

(例)

- ・財産の内訳(自宅1億円、預金5千万円)
- ・債務1億5千万円
- ・相続人 子2人(基礎控除4,200万円)
- ・遺産分割(長男：自宅と債務、次男：預金)

